

## 巻頭のことば

原田一明教授におかれましては、2024年3月末日をもって、本学法学部教授としての定年を迎えられました。

原田先生は、國學院大學法学部をご卒業の後、東京都立大学大学院社会科学研究科に進まれ、針生誠吉教授のもとで研究に着手されました。1997年に國學院大學法学部助教授にご就任された後は、東京都立大学、横浜国立大学の教授を歴任された後、2014年に法学部教授として立教大学に着任され、今日に至るまで、一貫して憲法の研究、教育に携わってこられました。

学問的なご業績の面では、原田先生は、最初の研究テーマとしてイギリスの議会特権を選ばれ、後に憲法習律論とともに最初の著書『議会特権の憲法的考察』（信山社、1995年）として纏められたご研究は、イギリス不文憲法伝統の解明という課題に果敢に挑戦されることで、議会議法、イギリス法という当面の題材にとどまらない、射程の広いインパクトを学界に与えました。先生は、その重厚な基礎研究を携えて、議会制の分野に関して鋭い発言を続けられ、議会議法の第一人者たる地位を築かれています。日本公法学会における部会報告（2009年）並びに総会報告（2021年）が、ともに議会議法に関するものであったことは、国会もまた「憲法改革」期の変動に揉まれる時勢の只中で、先生の議会議法論がいかに関心を集めたかをよく物語ります。他方で、1997年に公刊された『議会制度』（信山社）が、「憲法改革」の荒波を経た後の今日なお、信頼の置けるスタンダード・ワークとして憲法研究者から支持を集め続けていることは、原田先生の議会議法論の堅固さの証左とすべきでしょう。

不文憲法伝統に関心を寄せると、必ずしも見通しのよくない憲政史の藪へと分け入ることを余儀無くされます。それによく耐える原田先生の学風は、学生時代、大石眞教授との出会いに導かれて憲法学の世界へ進んだというご経歴に相応しく、史料によく通じておられたことで可能となったものでしょう。先生のその方面での実力は、梧陰文庫研究会での研鑽の成果として発表された明治憲政史に関するご論稿に、既に明らかです。立教大学へのご着任の後には、宮沢俊義文庫の資料の整理を通じて、遺憾無く力を発揮されています。

そのほかにも、宗教法、皇室法、地方自治法など、原田先生のご業績はウイ

ングを広げていますが、いずれの場合も、最初期から持続する基礎的なご研究に裏打ちされており、その意味で重みのある考察が展開されています。また、このような基礎的なご研究の蓄積は、近年の国会をめぐる諸問題など種々の解釈論にも活かされています。とりわけ、憲法を取り巻く社会情勢、政治状況が変転極まりない現状にあって、ややもすれば拙速な結論が求められる中、先生はその学問的な蓄積を基として、常に慎重かつ多角的な視点を提示してこられました。そしてそれは、教育の場面にも活かされ、学生や読者に対しては、努めて平易に、しかし難しい事柄を強引に単純化する無理は冒さず、バランスのとれた説明を提供してこられました。先生が執筆に加わられた共著書『トピックからはじめる統治制度』（有斐閣）は、統治機構論の入門書として広く用いられ、版を重ねています（初版2015年、第2版2019年、第3版近刊予定）。

また大学においても、原田先生は、2016年より2年間、法学科長を務められ、当時のさまざまな難しい諸問題に対処されたほか、総務委員長などの役職を通じ、学部運営のかじ取りに重要な役割を果たしてこられました。これらは、先生のご見識とお人柄、長年のご経験に基づくものであり、同僚教職員から先生に寄せられる信頼は、極めて厚いものがありました。また、教育の面では、講義のみならず、演習、さらには大学院の指導において懇切丁寧に対応され、多くの学生を導いてこられました。

ここに私どもは、深甚なる感謝と尊敬の念を込め、原田先生のご定年記念号を座右に献呈することといたします。先生におかれては、2024年4月以降も、引き続き特別専任教授としてお務めいただいております。今後とも、これまでと変わらぬご指導をお願い申し上げるとともに、益々のご健勝とご活躍を心から祈念いたします。

2024年10月

立教法学会会長

原 田 久